

令和3年度 後期選抜入学者募集要項

福島県立郡山商業高等学校

〒963-8862

住所 福島県郡山市菜根5丁目6番7号

電話番号 (024) 922-0724

1 学科及び募集定員

後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

課程	学科名	募集定員	後期選抜募集定員
全日制	流通経済科	120名	各科、募集定員から前期選抜の合格者数を除いた数とする。
	会計科	80名	
	情報処理科	80名	

2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者。又は、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

出願は、本校に限るものとする。また、学科の出願は、第二志望までの併願を認める。

ただし、前期選抜において定員を充足した学科の第二志望は認めない。

5 出願期間

令和3年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、令和3年3月17日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡するとともに、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留の404円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

第二志望がある場合は、学科の欄の第二志望に「学科名」を記入すること。それ以外の場合は斜線をひくこと。

- ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年3月16日（火）から3月19日（金）までとする。
郵送の場合には、3月19日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（県教育委員会において作成したもの）
志願者の在学（出身）中学校長が作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

出願書類を提出した志願者には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

10 出願先変更

志願者は、令和3年3月18日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 本校における学科の変更をする場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、第二志望のみを変更する場合においても、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 本校に出願し、他の高等学校へ出願先を変更する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(3) 他校から本校へ変更を希望する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

(5) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(6) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。

中学校における学習活動の成果を問う問題（数学、英語）については点数化し20点満点とする。それ以外は段階評価とする。

(3) 小論文

あるテーマについて、500字以内で自分の考えを論じる小論文とする。小論文については、点数化し、25点満点とする。

12 面接・小論文の日時及び会場等

- (1) 日時 令和3年3月22日(月)
受付 8:50～9:00(本校事務室)
小論文 9:30～10:20
面接 10:35～

(2) 日程

8:50 9:00 9:30 10:20 10:35

受付	移動 諸注意	小論文	休	面接
----	-----------	-----	---	----

- (3) 持ち物 受験票、上ばき、下足袋、筆記用具
※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

13 合格者発表

- (1) 令和3年3月23日(火)午後3時以降に発表する。
(2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

- (1) 上記以外の事項については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
(2) 後期選抜について不明な点がある場合は、本校に問い合わせること。